



福島医発第2332号(総)

平成18年3月31日



小郡三井

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会長 竹 嶋 康



日医医賠償特約保険「平成18年7月加入手続要領
(加入依頼書)」の配布および平成18年7月に満期
を迎える加入者の更新手続きの依頼について

平成18年度の加入手続(保険開始:平成18年7月1日)について別紙のスケジュールに基づき実施いたします。

つきましては、標記加入依頼書【保険開始:平成18年7月1日】(1枚目の手続要領が青色の用紙)が日本医師会より各郡市医師会へ直接送付されておりますので、特約保険未加入の日医A1、A2会員へご案内いただきますようお願い申し上げます。

また、満期を迎える加入者からの申し出による加入内容の変更の際に使用する「変更手続要領(変更手続依頼書)」(1枚目の手続要領が桃色の用紙)及び満期を迎える加入者からの申し出による脱退の際に使用する汎用の「手続要領(手続依頼書)」(1枚目の手続要領が緑色の用紙)を下記部数送付いたしますので、申し出のある加入者にお渡しいただきますようお願いいたします。

なお、

- 1) 加入依頼書(保険開始:平成18年7月1日)、変更手続依頼書、汎用の手続依頼書については、貴会にてお取りまとめの上、5月15日までに本会へお送りいただきますようお願い申し上げます。
- 2) 各手続依頼書が不足しましたら本会へご連絡下さい。
- 3) 平成18年7月加入受付および更新手続きの会員向け案内は、日医ニュース第1069号(平成18年3月20日付)に掲載されております。

記

変更手続・汎用手続依頼書 各 5 部

小郡三井医師会より

担当理事 福富稔明

上記日医医賠償特約保険に新規で加入されます方は用紙が医師会事務局にございますのでご連絡下さい。ご提出は4月28日(金)までに当医師会事務局へお願いいたします。

郡市医師会

日医医賠責特約保険加入手続きスケジュール

(保険開始：平成18年7月1日の場合 継続を含む)

- 3月下旬 日医より各郡市医師会に「7月加入手続要領（加入依頼書）」が送付される。
- 4月 1日 加入手続の開始
- 4月 日医より送付された3月現在の加入内容にもとづく「自動継続内容明細表」が県医師会から各郡市医師会へ送付される。
満期を迎える加入者の申し出による脱退、加入内容変更手続。
- 5月15日 各郡市医師会より福岡県医師会への加入依頼書送付の締切。(継続分の脱退、加入手続きを含む)
- 5月31日 福岡県医師会より日本医師会への加入依頼書送付締切。
- 7月 1日 保険開始
- 7月下旬 日医より送付された「掛金集金資料」及び「被保険者明細表」を県医師会から各郡市医師会へ送付される。
「掛金集金資料」にもとづく掛金の集金。
- 9月20日 集金した掛金及び「掛金集金資料」を県医師会へ送付。

特約保険加入手続スケジュール

(保険開始：平成18年7月1日の場合 継続を含む)

< 日 程 >

都道府県医師会

日本医師会

3月下旬

- ・都道府県医師会に「加入手続要領(加入依頼書)」を送付

4月1日

- ・加入手続の開始

A会員に「加入手続要領(加入依頼書)」を配布

*

- ・3月現在の加入内容にもとづく「自動継続内容明細表」が日医から送付される。
- ・満期を迎える加入者の申し出による脱退、加入内容の変更手続

*

- ・3月現在の加入内容にもとづく
- ①「自動継続案内」を作成、会員あてに送付
- ②「自動継続内容明細表」を作成 都道府県医師会あてに送付

5月15日

- ・加入依頼書締切(継続分の脱退、変更手続きを含む)
- ・第一次加入依頼書の不備訂正

5月31日

- ・加入依頼書を取りまとめ、日医へ送付
- 加入依頼書の不備に関し、日医からの照会に対する回答は6月23日までに(第二次不備訂正)

- ・都道府県医師会からの加入依頼書締切

6月30日

7月1日

- ・保険会社あて加入依頼書の提出と申込み手続き

— 保 険 開 始 —

7月下旬

- ・「掛金集金資料」に基づく掛金の集金
- ・「被保険者明細表」が日医から送付される。
- ・集金した掛金を日医へ送金
- 「掛金集金結果通知書」及び「掛金集金資料」を日医へ送付

- ・「掛金集金資料」を都道府県医師会へ送付
- ・「被保険者明細表」を都道府県医師会へ送付
- ・「被保険者証」を加入者へ送付

9月29日

- ・都道府県医師会から、日医あて、掛金の送金の期限

10月中旬

- ・日本医師会より制度運営に関わる経費が送金される。

- ・集金不能者あて解除通知
- ・保険会社へ、保険料の支払い
- ・都道府県医師会へ制度運営に関わる経費を送金

*

は 7月1日に満期を迎える加入者のために作成される資料および手続き
注：詳しくは「日医医賠責特約保険 事務の手引」ご参照